

# 同窓会だより

令和7年3月 卒業号



## ご卒業おめでとうございます

桜の芽も膨らむこの季節、今年も3年生の皆さんが交野支援学校を巣立っていきました。42期生の皆さん、保護者の皆様ご卒業おめでとうございます。卒業後もこの学校で培った力を発揮して、様々な分野でご活躍されることと思います。どうか、お元気でお過ごしください。

【今年度卒業された皆さんへ】

裏面に記載の同窓会会則をご覧ください、卒業後は同窓会の一員として、同窓会のより一層の発展のためご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



### 同窓会の予定・学校行事

4月	役員会	活動や予算執行の検討、総会・レクリエーションの運営計画
5月	総会	活動報告、会計報告、新役員選出、レクリエーション
6月	スポーツ大会	
11月	紅葉祭	
3月	卒業式	

\* 4月に役員会の案内・出欠の往復はがきを役員に送付します。

\* 4月末に同窓会総会案内・出欠の往復はがきを同窓生に送付します。

\* 同窓会委員に選ばれた方は、役員会（総会の運営計画等）への参加をお願いいたします。（来年度は令和7年4月26日（土）午前10時～）

**同窓会総会は、毎年5月の日曜日に開催します**

来年度は令和7年5月25日（日）午前10時～12時に開催します。ぜひご参加ください。みんなで盛り上げましょう！

## 令和6年度（第42期）卒業生同窓会委員

同窓会委員になっていただいた方をご紹介します。

同窓会委員の皆さまには、同窓会役員会に参加していただき、総会の運営等にご協力いただきます。他の会員の皆さまもご協力よろしく願いいたします。

同窓会委員
浦上 乙乃
山下 誠太郎

\*住所や電話番号等の変更がありましたら、交野支援学校（支援部進路支援）同窓会係までご連絡ください。（交野支援学校 電話番号：072-893-2445）

\*本会も、従来の同窓会会員と本年度の卒業生を含めると人数は140名ほどになります。これまで築き上げてきた結びつきをより発展させるため、同学年での親睦を基に、卒業生が積極的にかかわる活動を通して、交野支援学校の輪が広がっていくことを期待しています。

# 大阪府立交野支援学校同窓会 規約

## 【第1条（名称）】

本会は大阪府立交野支援学校同窓会と称する。

## 【第2条（目的）】

本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

## 【第3条（会員）】

本会は大阪府立交野支援学校および四條畷校の高等部の卒業生をもって会とする。ただし、大阪府立交野支援学校中学部卒業ならびに途中転出者の入会は任意とする。

## 【第4条（活動）】

本会の活動は次の通りとする。

1. 会報の発行
2. 会員相互の親睦と行動のための活動
3. 学校行事への積極的参加
4. その他、第2条の目的を達成するために必要な活動

## 【第5条（本部）】

本会の本部は大阪府立交野支援学校におく。

## 【第6条（役員）】

本部に次の役員をおく。

1. 会 長 各校1名
2. 副 会 長 各校1名
3. 書 記 若干名
4. 会 計 若干名
5. 会計 監査 各校1名
6. 委 員 各クラス1名

## 【第7条（役員の任務）】

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を助け、必要があれば会務を代行する。
3. 書記は本会の議事録を作成し、事務全般を担当する。
4. 会計は本会の財務全般を担当する。
5. 会計監査は本会の会計を監査する。
6. 委員は学年を代表し、各クラスの会員の連絡を行う。

## 【第8条（役員の選出）】

役員は総会において推薦と立候補で選出する。

## 【第9条（役員の任期）】

役員の任期は1年とし、再任をさまたげない。

## 【第10条（顧問）】

学校長およびPTA会長ならび若干名の教職員を本会の顧問とする。

## 【第11条（特別会員）】

大阪府立交野支援学校の教職員および在職した教職員は特別会員とする。

## 【第12条（総会）】

1. 総会は通常年1回開催する。ただし、必要のある時は、会長の召集により臨時総会を開くことができる。
2. 総会の決議は出席会員の多数決により行う。

【第13条（会計）】

本会の諸経費は、会費および寄付金をもってあてる。必要に応じて臨時に会費を徴収することができる。

【第14条（会費）】

会費は終身会費3,000円とし、入会時に納付する。

【第15条（会則改正）】

会則改正は総会で多数決によっておこなう。

【第16条（通信）】

総会の案内・同窓会だよりの通信は、原則卒業後5年以内の会員に送付する。  
ただし、希望する卒業後6年以上の会員には継続して送付する。

附則

1. 慶弔規定 慶弔規定は別に定める。
2. この会則は、昭和60年2月から実施する。
3. この会則は、平成2年9月に改正した。
4. この会則は、平成13年5月に改正した。
5. この会則は、平成15年5月に改正した。
6. この会則は、平成25年5月に改正した。
7. この会則は、平成26年5月に改正した。
8. この会則は、平成28年5月に改正した。

<大阪府立交野支援学校同窓会慶弔規定>

第1条 会員の慶弔については次のとおりの金額をおくるものとする。

1. 卒業後5年以内の会員（特別会員・保護者会員を除く）の死亡。  
金 5,000円

附則

- 1.（慶弔に関する連絡）  
慶弔に関する連絡は当該学年を対象として連絡網によって連絡する事とする。
2. 本規定の改正は総会において多数決によっておこなう。
3. 本規定は平成2年9月から実施する。